JN Group

2026年11月10日

各　　位

会　社　名　　株式会社ＪＮグループ
代 表 者 名　　代表取締役社長　石原　直樹
（スタンダード市場・コード6634）
問 合 せ 先
役職・氏名　　取締役管理本部長　齊藤　洋介
電　　話　　03-5766-9870

第三者割当により発行される第20回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス（以下「割当予定先」といいます。）を割当先とする第三者割当により発行される新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．募集の概要

(1) 割当日	2026年11月27日
(2) 新株予約権の総数	100,000個
(3) 新株予約権の発行価額	総額5,600,000円（本新株予約権１個当たり56円）
(4) 当該発行による潜在株式数	10,000,000株（新株予約権１個につき100株）
(5) 調達資金の額	565,600,000円 （内訳） 本新株予約権発行分　5,600,000円 本新株予約権行使分　560,000,000円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取り概算額については、下記「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（１）調達する資金の額（差引手取概算額)」をご参照ください。
(6) 行使価額	56円
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、以下のとおり割当てる。 株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス　100,000個
(8) その他	・本新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を受けなければなりません。 ・前記各号については、金融商品取引法に基づく届出書の効力発生を条件としております。

２．募集の目的及び理由

当社グループは、メタバース・デジタルコンテンツ事業、ソリューション事業及び暗号資産・ブロックチェーン事業を展開しており、各事業の収益基盤の強化を通じて、グループ全体の企業価値の向上に取り組んでおります。このうち、当社の連結子会社である株式会社Zaif（以下「Zaif」といいます。）は、資金決済に関する法律に基づく暗号資産交換業者として、暗号資産の売買及びその媒介等のサービスを個人及び法人の利用者に提供しており、当社グループの暗号資産・ブロックチェーン事業の中核を担っております。

暗号資産交換業は、利用者から預託を受けた金銭及び暗号資産を安全に管理することが事業の前提となるものであり、利用者資産の保護及びシステムの安定的な稼働の確保が強く求められる事業であ

ります。Zaif においても、顧客資産を保護するためのシステムの維持・運用に多額の費用を継続的に要しております。

Zaif の売上は、暗号資産の売買に係る手数料収入を中心としており、利用者による取引の量及び暗号資産の価格水準に大きく左右される構造となっております。このため、市況の影響を受けにくい収益基盤の構築が課題であり、現時点では安定的な黒字化には至っておりません。

他方、Zaif においては、以下の取り組みを継続して進める必要があり、これらに要する資金を確保することが、事業の継続性及び利用者からの信頼を維持するうえで不可欠であると認識しております。

①顧客資産の保護に係るセキュリティ対応の高度化

近年、生成 AI の普及等を背景として、サイバー攻撃の手法は高度化・自動化が進んでおります。暗号資産交換業は、利用者から預託を受けた金銭及び暗号資産を安全に管理することを事業の前提とするものであることから、Zaif においては、こうした環境の変化に対応し、顧客資産を保護するための監視体制及びシステムの継続的な強化に取り組んでおります。

②法制度の見直しへの対応

暗号資産に係る規制については、金融商品取引法の枠組みへの移行を内容とする「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律」が 2026 年 7 月 15 日に成立し、同月 23 日に公布されております（公布の日から 1 年以内に施行）。Zaif においては、当該制度変更に対応するための社内体制の整備及びシステム対応の準備を進めており、登録に向けた対応が完了するまでの間、継続的に費用が発生する見込みであります。また、改正後の金融商品取引法においては、暗号資産取引業を行う者に対し、不正流出事案が生じた場合の顧客への補償原資としての責任準備金の積立て及び自己資本規制比率の維持が義務付けられることとなります。もっとも、責任準備金の具体的な積立率（管理する暗号資産の残高に応じ、セキュリティ水準も勘案して定められる予定とされております。）及び自己資本規制比率の具体的な水準は、今後策定される内閣府令において定められることとされており、現時点では確定しておりません。既存の暗号資産交換業者については、経過措置により、改正後の金融商品取引法に基づく登録を受けるまで（施行日から最長 2 年間）はこれらの規制の適用が猶予されるものの、登録後はこれらの規制が適用されることとなるため、Zaif においては、その水準が確定していない現段階から、これらの規制に対応し得るよう、一定の余裕をもった資金繰りを確保しておく必要があります。

③システムの見直しによる運営コストの削減

Zaif においては、人員体制の適正化に加え、業務プロセス及びシステムの構成・運用体制の見直しによる運営コストの削減に取り組んでまいりました。とりわけ、システムの見直しによる外注費の削減に注力しており、人員体制の適正化によるものを大きく上回る削減効果を見込んでおります。もっとも、暗号資産交換業者として顧客資産を保護するためのシステムの安定的な維持は不可欠であることから、当該見直しの実現には、先行してシステムの改修等に要する資金を必要といたします。

また、暗号資産市況の回復時期を見通すことは困難であり、収益の改善には一定の期間を要するものと考えております。さらに、暗号資産交換業者にとって、利用者からの信頼は事業の基盤そのものであり、事業運営の継続性に対する懸念が生じた場合には、利用者の離反を招き、収益の改善に向けた取り組みそのものが困難となるおそれがあります。

このような状況を踏まえ、当社は、Zaif が顧客資産を保護するためのシステムの安定的な維持を継続しながら、収益構造の改善に取り組むことができるよう、2028 年 11 月までの事業運営に必要な運転資金をあらかじめ確保しておくことが、Zaif の事業の継続性及び利用者からの信頼を維持するうえで重要であり、ひいては当社グループの企業価値の維持・向上に資するものであると判断いたしました。

なお、当社は、2026 年 5 月 1 日を払込期日として、割当予定先に対する金銭債務 1,216 百万円を対象とするデット・エクイティ・スワップ（DES）による第三者割当増資を実施し、有利子負債の圧縮及び自己資本の増強を図りました。当該増資における発行価額は 1 株当たり 106 円であり、発行決議日の前営業日（2026 年 3 月 19 日）の終値 106 円と同額となっております。もっとも、当該増資は現物出

資によるものであり、金銭による資金調達を伴うものではありませんでした。

そこで、当社は、上記の資金需要に対応するための資金調達の方法について、公募増資、株主割当増資、第三者割当による新株式の発行、新株予約権付社債の発行、借入れ等を含めて検討を行いました。その結果、後記「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期　＜新株予約権による資金調達を選択する理由＞」に記載のとおり、当社の事業内容及び財務状況を十分に理解している親会社である割当予定先を割当先とし、行使価額及び交付株式数があらかじめ確定した本新株予約権を発行する方法が、既存株主の利益に配慮しつつ資金調達を行う方法として最も適していると判断し、本新株予約権の発行を決議いたしました。

なお、当社は、Zaif の事業運転資金をはじめとする当面の資金需要に対応するため、2026 年 10 月 20 日付で割当予定先から借入れを行っております。当該借入金のうち 360 百万円については、Zaif が実施する増資を当社が引き受ける方法により、2027 年 11 月までの Zaif の事業運転資金に充当する予定であります。本新株予約権の発行及び行使により調達する資金は、Zaif が実施する増資を当社が引き受ける方法による 2027 年 12 月から 2028 年 11 月までの Zaif の事業運転資金、及び当該借入金の返済に充当する予定であります。

当社は、本資金調達により、Zaif が暗号資産交換業者として利用者に安心してサービスを提供し続けるための資金基盤を確保するとともに、Zaif の収益構造の改善を通じて当社グループの事業基盤の安定化を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上につなげてまいります。

３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（１）調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
565,600,000 円	4,230,000 円	561,370,000 円

（注）１．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
２．発行諸費用は、主に、弁護士費用、第三者算定機関報酬費用、反社会的勢力調査費用及びその他事務費用（印刷事務費用、登記費用）等からなります。
３．払込金額の総額は、すべての本新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額です。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

（２）調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 561,370,000 円につきましては、次の使途に充当する予定であります。

なお、調達した資金は、実際の支出までは当社の銀行口座にて安定的な資金管理を図ります。

差引手取概算額の内訳として、本新株予約権による差引手取概算額 561,370,000 円につきましては、①Zaif の事業運転資金及び②割当予定先からの借入金の返済に充当する予定です。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

具体的な使途	金額 （百万円）	支出予定時期
① Zaif の事業運転資金	403	2027 年 12 月～2028 年 11 月
② 割当予定先からの借入金の返済	158	2026 年 12 月～2028 年 9 月

（注）本新株予約権の行使状況によって資金調達額や調達時期が決定されることから、実際に調達できる資金の額及びその支出時期と現時点において想定している調達資金の額及び支出時期との間に差異が生じる可能性があります。上記資金の充当については、資金需要が発生したものから充当するものとしますが、支出予定時期の期間中に本新株予約権の全部又は一部の行使が行われず、本新株予約権の行使による調達資金の額が支出予定金額よりも不足した場合には、①を優先して充当し、また、自己資金の活用、新たな銀行借入等他の方法による資金調達の実施により上記記載の使途へ充当又は事業計画の見直しを行う可能性もあります。

＜手取金の使途について＞
① Zaif の事業運転資金
当社は、上記「２．募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社の連結子会社である Zaif が、顧客資産を保護するためのシステムの安定的な維持を継続しながら収益構造の改善に取り組むことができるよう、2027 年 12 月から 2028 年 11 月までの Zaif の事業運営に必要な運転資金に充当する予定であります。具体的には、Zaif が実施する増資を当社が引き受ける方法により Zaif に資金を投入し、顧客資産を保護するためのシステムの維持・運用に係る費用をはじめとする、Zaif の事業運営に必要な費用に充当する予定であります。

② 割当予定先からの借入金の返済
当社は、Zaif の事業運転資金をはじめとする当面の資金需要に対応するため、2026 年 10 月 20 日付で、割当予定先から 670 百万円の借入れ（弁済期日：2028 年９月 30 日）を行っております。有利子負債の圧縮及び利息負担の軽減を通じて財務基盤の安定化を図るため、本新株予約権の行使により調達する資金の一部を、当該借入金の返済に充当する予定であります。

＜新株予約権による資金調達を選択する理由＞
当社は、上記「２．募集の目的及び理由」に記載の資金需要に対応するに当たり、複数の資金調達方法を検討いたしました。その結果、以下の理由により第三者割当の方法による本新株予約権の発行が最も適した調達方法であるという結論に至りました。

① 公募増資
公募増資による新株発行は、当社が直近３年間において営業損失、経常損失及び当期純損失を継続して計上している状況を鑑みた場合、実現性に乏しいものと考えております。また、仮に実現した場合においても、発行条件の決定や投資家需要に左右されることから、必要な資金を確実な条件で調達できるとは限らず、実行時期についても不確実性が伴うものと考えております。これに対し、本新株予約権の発行によれば、当社の事業内容及び財務状況を十分に理解している親会社である割当予定先を相手方として、発行条件をあらかじめ確定させたうえで資金調達を行うことができます。このため、公募増資は適当でないと判断いたしました。

② 株主割当増資
株主割当増資は、希薄化懸念を一定程度抑制し得るものの、既存株主の参加率が不透明であることから、必要な額の資金を調達できるかどうかが不確実であり、当社の目的に十分沿うものではないため、適当でないと判断いたしました。

③ 第三者割当による新株式発行
第三者割当による新株式発行は、払込みにより一度に資金を調達できる一方、発行と同時にすべての株式が交付されるため、既存株主の皆様に対する希薄化が一度に生じます。これに対し、本新株予約権は、行使されるまでは当社普通株式が交付されず、希薄化は行使された本新株予約権の個数に応じて生じることとなるため、発行時点で希薄化が一度に生じるものではありません。このため、第三者割当による新株式発行は適当でないと判断いたしました。

④ 転換価額が固定された転換社債型新株予約権付社債（CB）
CB は、株式への転換が完了するまで負債として計上され、その間の利払い負担も生じます。これに対し、本新株予約権の発行によれば、有利子負債を増加させることなく、行使により払い込まれる資金を自己資本として上記の資金使途に充当することができます。このため、CB は適当でないと判断いたしました。

⑤ 転換価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債（MSCB）
MSCB は、一般的に転換完了まで交付株式総数が確定しにくく、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、転換までの間は有利子負債の増加を伴うことから、当該方法は適当でないと

判断いたしました。

⑥　行使価額修正条項付新株予約権（MSWT）
　MSWT は、株価推移に応じて行使価額が下方修正される構造であるため、行使価額の修正により当初の想定を下回る価額で当社普通株式が交付される可能性があり、また、交付株式数が増加し希薄化が拡大するおそれがあります。これに対し、本新株予約権は行使価額及び交付株式数が固定されているため、交付株式数の上限及び交付価額があらかじめ確定しております。このため、MSWT は適当でないと判断いたしました。

⑦　借入れによる資金調達
　当社グループは一部において金融機関からの借入れを行っているものの、直近３年間において営業損失、経常損失及び当期純損失を継続して計上している財務状況に加え、当社グループの事業内容等を踏まえると、金融機関からの新規借入れ又は借入枠の拡大については制約がある状況にあると認識しております。また、当社は当面の資金需要に対応するため割当予定先から借入れを行っておりますが、借入れによる資金調達は有利子負債の増加及び利払い負担を伴うものであり、財務基盤の安定化の観点から、これ以上の借入れによる資金調達は適切ではないと判断いたしました。

＜本新株予約権による資金調達スキームの長所及び短所＞
［長所］
① 行使価額及び対象株式数の固定
　本新株予約権の行使価額及び対象株式数はいずれも固定されており、株価動向にかかわらず、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は最大 10,000,000 株で一定であり、当該行使価額を下回る価額で交付されることはありません。
② 譲渡制限
　本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要するため、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へ譲渡されることはありません。
③ 財務健全性指標の上昇
　本新株予約権による調達金額は資本性の資金となるため、財務健全性指標が上昇します。

［短所］
① 当初資金調達額が限定的であること
　新株予約権者による権利行使があって初めて、本新株予約権の行使個数に出資金額を乗じた金額の資金調達がなされるため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。
② 権利不行使の可能性
　本新株予約権の行使価額は固定されているため、株価水準によっては本新株予約権の一部又は全部が行使されず、想定した資金調達額を下回る可能性があります。
③ 既存株式の希薄化
　本新株予約権が行使された場合には、最大 10,000,000 株の当社普通株式が交付され、既存株式の希薄化が生じます。

４．調達する資金使途の合理性に関する考え方
　本新株予約権の発行による調達資金を上記「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期　（２）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、企業価値の向上と株主利益の最大化につながることから、当社の経営上合理的なものであると考えております。

５．発行条件等の合理性
（１）払込金額の算定根拠及びその具体的内容
当社は、本新株予約権の発行条件の決定に当たっては、公正性を期すため当社及び割当予定先から独立した第三者機関である茄子評価株式会社（本社：東京都港区麻布十番一丁目２番７号、代表者：那

須川 進一）（以下「茄子評価」といいます。）に本新株予約権の価値算定を依頼した上で、2026年11月９日付で本新株予約権の評価報告書（以下「本評価報告書」といいます。）を受領いたしました。茄子評価は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、ブラック・ショールズモデルや二項モデル等の他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、茄子評価は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、配当利回り、無リスク利子率等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高（流動性）を反映して、本新株予約権の公正価値を算定しております。なお、本新株予約権の行使価額につきましては、当社の財政状態及び経営状態に鑑み、割当予定先と協議の結果、56円（取締役会決議日の前営業日における当社普通株式終値56円と同額）と決定いたしました。また、この行使価額は、取締役会決議日の直前１か月間の終値の平均値である61.06円に対しては8.28%のディスカウント、直前３か月間の終値の平均値である67.39円に対しては16.90%のディスカウント、直前６か月間の終値の平均値である68.80円に対しては18.61%のディスカウントとなります。

その上で、当社は、本新株予約権の発行価格（56円）を茄子評価による評価額と同額で決定しており、また、その算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から本新株予約権の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な金額であると判断いたしました。

なお、当社監査役会は、発行要項の内容の説明を受けた結果に加え、本新株予約権に係る本評価報告書の結果を踏まえ検討し、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である茄子評価が本新株予約権の算定を行っていること、茄子評価による本新株予約権の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実をその評価の基礎とし、その算定過程及び前提条件等に関して不合理な点は見当たらないこと、本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の公正な価値と同額と定められていることから、本新株予約権の発行は割当予定先に特に有利な条件での発行には該当せず、かつ適法であるとの意見を表明しております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権がすべて行使された場合に交付される当社普通株式の数は10,000,000株（議決権の数100,000個）であり、これは、2026年５月31日時点の当社の発行済株式総数49,588,342株及び当社の総議決権の総数469,358個の20.17%及び21.31%（小数点以下第３位を四捨五入。以下同じ。）にそれぞれ相当します。

本新株予約権の行使により、既存株主の持分には一定の希薄化が生じることとなりますが、本新株予約権の発行により調達する資金を、上記「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期　（２）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりZaifの事業運転資金及び割当予定先からの借入金の返済に充当することにより、Zaifの事業運営の安定化及び有利子負債の圧縮を通じて当社グループの財務基盤及び事業基盤の安定化を図ることができ、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものと考えております。

また、後記「６．割当先の選定理由等　（３）割当先の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式について、親会社として中長期的に保有する意向を有していることから、本新株予約権の行使による株式数の増加が市場に直ちに重大な影響を及ぼす可能性は低いと考えております。

以上より、本新株予約権の発行による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

６．割当先の選定理由等

（１）割当先の概要

(1) 商号	株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス
(2) 所在地	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役　城丸　修一
(4) 事業の内容	投資業

(5) 資本金	12 百万円	
(6) 発行済株式数	４株	
(7) 設立年月日	1986 年４月 17 日	
(8) 決算期	１月 31 日	
(9) 従業員数	０人（2026 年１月 31 日現在）	
(10) 主要取引先	該当事項はありません。	
(11) 主要取引銀行	三井住友銀行	
(12) 大株主及び持株比率	白井　一成　100%	
(13) 上場会社と当該会社の関係	資本関係	当該会社は当社に対して 61.56%（間接所有含む）を出資しております。（2026 年 11 月９日現在）。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社は当該会社に対し、金銭の借入れを行っております。
	関連当事者への該当状況	当該会社は当社の親会社に該当いたします。

(14) 当該会社の直近３年間の経営成績及び財政状態　（単位：百万円）

決算期	2024 年１月期	2025 年１月期	2026 年１月期
純資産	12,834	14,189	14,146
総資産	14,347	15,618	15,406
１株当たり純資産（円）	3,208,673,803	3,547,439,416	3,536,628,396
売上高	757	283	424
営業利益	638	120	357
経常利益	757	642	356
当期純利益	703	781	798
１株当たり当期純利益(円)	175,959,932	195,440,938	199,667,910
１株当たり配当金	－	－	－

（注）割当予定先の代表取締役からは、反社会的勢力とは一切関係がないことを聴取しております。また、第三者調査機関である株式会社ディークエスト（所在地：東京都千代田区神田駿河台３－４、代表取締役　脇山太介）の調査により、割当予定先、割当予定先の代表取締役及び割当予定先の株主は、反社会的勢力との関係性を示す情報は確認されなかったとの報告を受けており、当社はその調査結果資料を確認いたしました。以上の聴取結果及び調査結果を踏まえて、当社は、割当予定先は反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、これに係る確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

（２）割当先を選定した理由

当社は、上記「２．募集の目的及び理由」に記載の資金需要に対応するため、資金調達の方法及び割当予定先について検討してまいりました。割当予定先の選定に当たっては、①当社の事業内容及び経営方針を理解していること、②当社の財務状況を踏まえたうえで資金調達に応じることができること、③既存株主の利益に配慮した発行条件での引受けが可能であることを重視いたしました。

割当予定先は、直接保有及び間接保有を合わせて当社の議決権の 61.56%を保有する当社の親会社であり、2026 年３月 23 日開催の当社取締役会において決議し、同年５月１日に払込みが完了した第三者割当による新株式の発行においても割当先となっております。当社は、割当予定先に対して本新株予約権の引受けについて打診を行い、その了解を得ております。

割当予定先は、当社の親会社として当社グループの事業内容、経営方針及び財務状況を十分に理解しており、また、本新株予約権は、行使価額を本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値と同額とし、払込金額を第三者算定機関の評価額と同額とするものであることから、割当予定先への割当ては既存株主の利益に配慮した条件での資金調達となるものと考えております。

以上のことから、当社は、割当予定先が本新株予約権の割当予定先として最も適切であると判断し、割当予定先として選定いたしました。

（3）割当先の保有方針

割当予定先の保有方針について、当社との間で継続保有に関する特段の取決めはありませんが、割当予定先からは、本新株予約権を第三者に譲渡する予定はなく、本新株予約権の行使が完了するまでの間は継続して保有する方針であり、また、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、親会社として中長期的に保有する意向を有しており、株式の一部を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨の表明を受けております。

なお、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要します。割当予定先が本新株予約権の第三者への譲渡を検討する場合には、事前に譲受人の本人確認、反社会的勢力等との関係確認、行使の払込原資確認及び本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針の確認を行うとともに、第三者割当契約（以下「本割当契約」といいます。）上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受人が承継することを確認し、当社取締役会にて譲渡が承認された場合には、その内容を開示いたします。

また、割当予定先からは、本新株予約権について、行使期間中に行使する意向である旨の表明を受けております。もっとも、本新株予約権の行使は割当予定先の判断に委ねられており、当社と割当予定先との間に、本新株予約権の行使を義務付ける取決めはありません。

（4）割当先の払込に要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権の割当予定先の発行価額の払込みに要する財産の存在については、本新株予約権の割当予定先の取引銀行が発行する口座残高の写し（2026年11月9日付）を確認しており、必要かつ十分な現預金を保有しているものと判断しております。なお、本新株予約権の行使に当たっては、実際に行使する場合に必要となる資金の手配について特に支障はない旨について、割当予定先の代表取締役より口頭で表明を得ております。また、当社は、割当予定先の直近の決算書を受領し、その財務状況を確認しており、これらを踏まえ、割当予定先は本新株予約権の行使に要する資金についても十分な資力を有しているものと判断しております。

（5）株式貸借に関する契約

該当事項はありません。

（6）その他重要な契約等

当社が割当予定先との間で締結する予定の本割当契約を除き、本新株予約権に関して割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7．募集後の大株主及び持株比率

募集前		募集後	
株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス	25.82%	株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス	38.30%
株式会社スケブベンチャーズ	24.44%	株式会社スケブベンチャーズ	20.33%
株式会社実業之日本デジタル	5.06%	株式会社実業之日本デジタル	4.21%
投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド	4.88%	投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド	4.06%
株式会社フィスコ	4.80%	株式会社フィスコ	4.00%
株式会社實業之日本社	3.31%	株式会社實業之日本社	2.75%
駒田　一央	0.98%	駒田　一央	0.82%
JPモルガン証券株式会社	0.68%	JPモルガン証券株式会社	0.57%
株式会社コア・コンピタンス・コーポレーション	0.66%	株式会社コア・コンピタンス・コーポレーション	0.55%
楽天証券株式会社共有口	0.49%	楽天証券株式会社共有口	0.41%

（注）１．募集前の大株主及び持株比率は、2026年５月31日現在の所有株式数を、同日の発行済株式総数（自己株式を除く。以下注２において同じです。）で除して算出しております。
２．募集後の大株主及び持株比率は、2026年５月31日現在の発行済株式総数に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社普通株式10,000,000株を加えて算定しております。
３．持株比率は、小数点以下第３位を四捨五入して表示しております。
４．株式会社実業之日本デジタルが所有する株式は、会社法第308条第１項及び会社法施行規則第67条第１項の規定により議決権を有しておりません。
５．本表における割当予定先の持株比率は直接保有分を記載しております。割当予定先は、本新株予約権発行前から当社株式を直接保有しているほか、株式会社スケブベンチャーズ、投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド及び株式会社實業之日本社を通じて間接的に当社株式を保有しており、その合算ベースの議決権比率において当社の親会社に該当しております。本新株予約権が全て行使された場合、割当予定先の当社に対する直接保有比率は上昇する見込みですが、新たに支配関係に変更が生じるものではありません。なお、本新株予約権が全て行使された場合、割当予定先の合算ベースの議決権比率は約68.3%となり、株主総会の特別決議に必要な３分の２を上回ることとなります。

８．今後の見通し

今回の第三者割当の方法による本新株予約権の発行が当社グループの今期の業績に与える影響は軽微でありますが、当社は、今回の第三者割当の方法による本新株予約権の発行により、当社の自己資本の充実と財務基盤の健全化・強化を図りながら、中長期的な財務体質の改善に資するものと考えております。

９．企業行動規範上の手続

本新株予約権の発行は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

ただし、下記「10．支配株主との取引等に関する事項」の「（１）支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本新株予約権の発行は支配株主との取引等に該当します。したがいまして当社は、当社及び割当予定先から独立した第三者である本澤法律事務所の弁護士本澤順子氏（以下「本弁護士」といいます。）より、本新株予約権の発行が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手を行っております。

なお、本弁護士は、当社及び割当予定先との間に利害関係を有しておらず、企業法務に関する専門的知見を有する弁護士であります。また、過去に当社が実施したDESに係る手続においても独立した立場から意見書を提出した実績があり、当社の事業内容及び財務状況等について一定の理解を有していることから、本新株予約権の発行が少数株主にとって不利益なものでないことについて適切な意見を得ることができると判断し、同氏を選定いたしました。

10．支配株主との取引等に関する事項

（１）支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

割当予定先は、当社の親会社であり、本新株予約権の発行に係る取引は支配株主との取引等に該当いたします。

当社は、2026年３月４日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「当社は支配株主等との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関の助言を取得するなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することといたしております。」と定めております。本新株予約権の発行は、以下に記載する対応を行っており、少数株主の保護の方策に関する指針と適合しております。

（２）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本新株予約権の発行の公正性を担保するための措置として、下記「（３）当該取引等が少数株主に不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係を有しない者から入手した意見の概要」に記載のとおり、当社及び割当予定先から独立した本弁護士の意見書を取得しております。

また、当社監査役会から、本新株予約権の発行に異議がない旨の意見を取得しており、本日開催の当社取締役会における審議に際して、当社の社外取締役からも、本新株予約権の発行が相当である旨の意見が述べられております。

（３）当該取引等が少数株主に不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係を有しない者から入手した意見の概要

当社は、本新株予約権の発行が支配株主との取引等に該当することから、支配株主と利害関係のない、経営者から一定程度独立した本弁護士に対し、①本新株予約権の発行の必要性に関する事項、②本新株予約権の発行の相当性に関する事項、③本新株予約権の発行の手続の公正性に関する事項及び④本新株予約権の発行の決定が少数株主にとって不利益でないことについて諮問し、本弁護士から、2026年11月10日付で、本新株予約権の発行には必要性・相当性があり、また、手続の公正さなどを踏まえると、本新株予約権の発行の決定は少数株主に不利益なものでない旨の意見書を入手しております。当該意見書の概要は下記のとおりであります。

（意見書の概要）

１．本新株予約権の発行の目的の正当性及び合理性

貴社が本件発行を実施する目的は、2028年11月までのZaifの事業運営に必要な運転資金をあらかじめ確保し、Zaifの事業の安定性及び利用者からの信頼を維持することにより、貴社グループの企業価値の維持・向上を図ることにある。Zaifはコスト削減を進めているものの市況低迷による減収がこれを上回り、損失が継続している。また、貴社グループは直近３期連続で損失を計上し、金融機関からの新規借入れも成約に至らず、何らの手当てを講じない場合には資金不足に陥る懸念があった。暗号資産交換業者にとって利用者からの信頼は事業の基盤そのものであり、運転資金を一定期間分あらかじめ確保しておくことは、貴社グループ全体の企業価値の毀損を回避するうえで重要な意義を有する。加えて、日本銀行による利上げの継続や長期プライムレートの上昇といった金利上昇局面において、利息負担及び返済義務を伴わない資本性の資金を確保することは、変動金利による本件借入への依存を低減させる手段としても合理性を有する。さらに、暗号資産市況の低迷及び金融商品取引法への規制移行という事業環境に照らしても、規制移行期を含む今後１年程度の運転資金を確保する必要性は高い。以上から、本件発行には必要性及び目的の合理性が認められ、ことさらに貴社の少数株主の犠牲の下に、割当予定先その他特定の株主の利益のみを図ったものとはいえない。

２．他の資金調達手段との比較における合理性

貴社は、公募増資、株主割当増資、第三者割当による新株式発行、CB、MSCB、MSワラント及び借入れ等の各種資金調達手段を検討したうえで、財務状況、調達の確実性、株価への影響、希薄化の態様、有利子負債及び利息負担の増加の有無並びに実行可能な時期等を総合的に考慮し、行使価額及び交付株式数が固定された本新株予約権を親会社に割り当てる方法が最も適していると判断している。特に、金融機関等との借入交渉は成約に至っておらず、また、金利上昇局面において有利子負債の増加を伴う手段は貴社の財務負担を一層増加させるおそれがあることを踏まえると、本件発行という手法を選択したことには合理性が認められ、他の代替手段との比較においても相当性が認められる。なお、本新株予約権には行使義務がなく、株価水準によっては想定した資金を調達できない可能性があるものの、当面の資金は本件借入により確保されていること、及び行使が進まない場合の対応方針が示されていることから、当該不確実性をもって本件発行の相当性が否定されるものではない。

３．本新株予約権の取引条件の公正性及び妥当性

本新株予約権の行使価額は、取締役会決議日の前営業日の終値と同額とされ、ディスカウントは設定されておらず、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の基準を上回る水準に

設定されている。また、発行価額は、貴社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である茄子評価株式会社が、モンテカルロ・シミュレーションを用いて算定した公正価値と同額とされており、その算定過程及び前提条件に著しく不合理な点は見当たらないことから、会社法上の有利発行には該当しないと考えられる。さらに、行使価額及び交付株式数は固定され、行使価額の下方修正条項を有しないこと、譲渡には貴社取締役会の承認を要することなど、その他の発行条件にも少数株主の利益を不当に害する内容は見当たらない。以上から、本新株予約権の取引条件には公正性及び妥当性が認められる。

４．本新株予約権の手続の公正性

割当予定先は、貴社の提案を無条件に受け入れたものではなく、資金需要の根拠、事業の見通し及び株主にとってのメリット等について繰り返し説明を求めており、両者の間で実質的な交渉が行われている。また、交渉の初期段階ではディスカウントを伴う第三者割当増資等の案も検討されたが、最終的には、行使価額にディスカウントを設けず、発行価額を第三者算定機関の評価額と同額とする条件が採用されており、既存株主の利益により配慮した条件に収斂している。加えて、割当予定先と貴社との間に役員の兼任等の人的関係はなく、本件発行について特別の利害関係を有する取締役は存在しないこと、独立した第三者算定機関による算定、監査役会の意見の取得及び本意見書の取得という複数の措置が講じられていることに照らせば、特別委員会が設置されていないことをもって直ちに手続の公正性が損なわれるとはいえず、本件発行の手続的公正性は担保されているものと考えられる。

５．総合判断

本新株予約権が全て行使された場合、既存株主の持分割合には約 21%の希薄化が生じ、割当予定先の合算ベースの議決権比率は約 68.3%に上昇することにより、少数株主が特別決議事項について有していた拒否権が失われることとなり、これは少数株主にとって重要な影響である。しかしながら、当該影響は全部行使時の最大値であり、行使が段階的に行われる場合にはその影響も段階的に生じること、割当予定先は公正な条件で議決権を取得するものであり、既に過半数の議決権を有する親会社であること、並びに仮に本件発行を実施せず Zaif の運転資金が枯渇する事態となれば、貴社グループの企業価値が大きく毀損され、少数株主の保有する株式の価値も損なわれ得ることに照らせば、本件発行による希薄化及び支配比率の上昇は一定程度やむを得ないものと評価できる。また、本件発行は会社法上の有利発行に該当せず、東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条及び会社法第 244 条の２に定める手続も要しないことから、株主総会決議を経ずに取締役会決議により実施することにも合理性が認められる。なお、上記判断は、本件借入との関係を含む資金使途、行使後の議決権比率等について、少数株主に対する正確かつ十分な情報開示がなされることを前提とする。

以上を総合考慮すると、本新株予約権の発行に係る貴社の意思決定は、少数株主にとって不利益なものではないと考えられ、貴社にとって必要性及び相当性を有するものと判断される。

11．最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（１）最近３年間の業績（連結）　（単位：百万円）

決算期	2023 年 11 月期	2024 年 11 月期	2025 年 11 月期
売上高	866	2,130	3,562
営業損失（△）	△211	△246	△223
経常損失（△）	△150	△230	△250
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△657	△289	△728
１株当たり当期純損失（△）（円）	△24.20	△9.07	△20.05
１株当たり配当金（円）	－	－	－
１株当たり純資産（円）	108.77	113.77	83.92

（２）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2026 年 5 月 31 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	49,588,342 株	100.00%
現時点の行使価格における潜在株式数	177,000 株	0.36%

（注）１．上記潜在株式数はストック・オプションによるものです。

（３）最近の株価の状況

① 最近３年間の状況

	2023 年 11 月期	2024 年 11 月期	2025 年 11 月期
始値	161 円	125 円	140 円
高値	206 円	199 円	257 円
安値	140 円	76 円	97 円
終値	160 円	125 円	139 円

② 最近６か月間の状況

	2026 年６月	７月	８月	９月	10 月	11 月
始値	65 円	72 円	70 円	71 円	64 円	59 円
高値	112 円	92 円	76 円	84 円	70 円	63 円
安値	50 円	61 円	65 円	68 円	57 円	55 円
終値	65 円	73 円	70 円	71 円	64 円	59 円

（注）2026 年 11 月の株価については 2026 年 11 月９日現在で表示しております。

③ 発行決議前日における株価

	2026 年 11 月９日
始値	57 円
高値	58 円
安値	55 円
終値	56 円

（４）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による普通株式の発行

払込期日	2026 年５月１日
募集時における発行済株式数	38,114,227 株
当該募集による発行株式数	11,474,115 株
募集後における発行済株式総数	49,588,342 株
発行価額	１株あたり 106 円
割当先	株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス 11,474,115 株
調達資金の額	金 1,216,256,190 円 全額現物出資（ＤＥＳ）の方法によります。
募集時における当初の資金使途	現物出資による債務の株式化（ＤＥＳ）
募集時における支出予定時期	現物出資のため該当事項はありません。

現時点における充当状況	現物出資のため該当事項はありません。

12. 発行要項

別紙をご参照ください。

別紙

株式会社ＪＮグループ
第 20 回新株予約権発行要項

１．本新株予約権の名称
　株式会社ＪＮグループ第 20 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
２．本新株予約権の払込金額の総額
　金 5,600,000 円
３．申込期日
　2026 年 11 月 27 日
４．本新株予約権の割当日及び払込期日
　2026 年 11 月 27 日
５．募集の方法
　第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス（以下「本新株予約権者」という。）に割り当てる。
６．本新株予約権の数
　100,000 個
　なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 10,000,000 株とし、下記７．（１）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。
７．本新株予約権の内容
（１）本新株予約権の目的である株式の種類及び数
　本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権１個の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。
　なお、当社が、本新株予約権の割当を行った日（以下「割当日」という。）後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率
　また、割当日後、当社が存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が会社の分割を行う場合等株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたとき、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。
（２）本新株予約権の払込金額
　本新株予約権１個の払込金額は金 56 円とする。本新株予約権者は、上記４．に定める払込期日までに、払込金額の総額を当社の指定する口座に金銭にて払い込むものとする。
（３）本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
　１個当たりの本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、金 56 円（2026 年 11 月 10 日（以下「発行決議日」という。）の直前取引日における株式会社東京証券取引所の普通取引の終値）とする。なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。
（４）本新株予約権を行使することができる期間
　2026 年 11 月 27 日から 2028 年 11 月 26 日までとする（以下「行使可能期間」という。）。

（５）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①　本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
②　本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に従って算出された増加する資本金の額を減じた金額とする。
（６）本新株予約権の行使の条件
特に定めない。
（７）譲渡による本新株予約権の取得の制限
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
（８）本新株予約権の取得条項
当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約、当社が分割会社となる新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約又は当社が完全子会社となる株式移転計画が当社の株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会で承認されたとき）、取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
（９）組織再編時の新株予約権交付に関する事項
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合には、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権者に対し、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
①　交付する再編対象会社の新株予約権の数：組織再編行為の効力発生日直前において本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数を交付する。
②　交付する再編対象会社の新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類：再編対象会社の普通株式とする。
③　交付する再編対象会社の新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数：組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（１）に準じて再編対象会社が決定する。
④　交付する再編対象会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の価額：上記（３）に準じて再編対象会社が決定する。
⑤　交付する再編対象会社の新株予約権を行使することができる期間：上記（４）に定める行使可能期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（４）に定める行使可能期間の末日までとする。
⑥　譲渡による再編対象会社の新株予約権の取得の制限：譲渡による再編対象会社の新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
⑦　交付する再編対象会社の新株予約権の行使の条件：上記（６）に準じて決定する。
⑧　交付する再編対象会社の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項：上記（５）に準じて決定する。
⑨　交付する再編対象会社の新株予約権の取得条項：上記（８）に準じて決定する。
（10）本新株予約権の行使により生じる１株に満たない端数の取扱い
本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
（11）新株予約権証券に関する事項
新株予約権証券は発行しないものとする。
８．本新株予約権の行使請求の方法
（１）本新株予約権を行使する場合、行使可能期間中に、下記10.に定める行使請求受付場所に対して、行使する本新株予約権の内容及び数並びに行使日等を記載した行使請求書に記名押印のうえ提出するものとする。

（２）本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて下記 11．に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
（３）本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が下記 10．に定める行使請求受付場所に到着し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
９．株式の交付方法
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替口座への記録により株式を交付する。
10．本新株予約権の行使請求受付場所
株式会社ＪＮグループ　管理本部
11．本新株予約権の行使に際しての払込取扱場所
株式会社みずほ銀行　四谷支店
12．本新株予約権の払込金額及び行使価額の算定理由
当社は、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権者との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社及び本新株予約権者から独立した第三者算定機関である茄子評価株式会社が算定した評価額を参考に、本新株予約権１個当たりの払込金額を当該評価額と同額の金 56 円とした。また、行使価額は、発行決議日の直前取引日における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値と同額とした。
13．その他
（１）会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
（２）上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上